

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

運営細則

(目的)

第1条 この運営細則は、長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会会則に定める幹事会及び代表幹事会の幹事及び役員の選任並びに幹事会及び代表幹事会の運営に関し、同窓会会則に定めなき事項を定める。

(回期幹事)

第2条 1. 議決権を有する各卒業回期の幹事を 2名以上の若干名 とし、各回期または会員の推薦に基づき選出する。
2. 回期幹事の任期は 2年 とし、再任を妨げない。
3. 各幹事は、代表幹事とともに次条に定める各委員会に所属し、会の運営を行う。

(委員会)

第3条 代表幹事会の協議により各役割分担を明確にし、下記委員会を設ける。

1. 総務委員会（特命を含む）
2. 財政委員会
3. 総会指導支援委員会
4. 6年委員会
5. 縣陵レディース委員会（女性会員担当）
6. 渉外委員会
7. 広報委員会（会報・HP担当）
8. ホームページ管理委員会メディア戦略推進委員会（仮称）（ホームページ担当）
9. 実行委員会
10. 会計委員会
- 10. 事務局**

(役員)

第4条 各委員会の委員長は代表幹事があたり、~~代表幹事会~~で幹事会で選出する。
但し、実行委員会委員長は母校愛のリレー当番学年会員の中から選出する。

(総務委員会)

第5条 総務委員会は、下記事項を推進する。

1. 代表幹事会及び幹事会の日程、議題を決定、場所を確保し、その案内の発送を事務局に指示すること。
2. ~~代表幹事会及び~~幹事会の議事進行を行い、議事録を作成しHPホームページへ掲載する。
3. 会員の慶弔に関する事項。
4. 事業年度開始時に、総務事項に関する事業計画及び年度予算の立案。

5. 事業年度開始時に、全体の事業計画・年度予算を取りまとめる。
6. 事業年度末に、各委員会からの年度活動と決算書を取りまとめ、幹事会で報告すること。

7. 本部同窓会、支部同窓会との連携に関する事項

7. その他、総務事項に関する事項。

(財政委員会)

第6条 財政委員会は、下記事項を推進する。

1. 本会の財政基盤確立のための企画と推進。
2. 年会費、終身会費等の徴収に関して、金融機関に同窓会名義の口座を開設し、管理者を定めて口座管理を行う。
3. 事業年度開始時に、財政に関する事業計画及び財政に関する年度予算の立案。
4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
5. その他、財政に関する事項。

(総会指導支援委員会)

第7条 総会指導支援委員会は、下記事項を推進する。

1. 事業年度開始時に、実行委員会に委任されていない範囲での総会及び懇親会に関する包括的な事業計画・予算案の立案と幹事会への提案。
2. 総会・懇親会計画・予算作成のサポートとチェック及び幹事会への提出・報告。
3. 実行委員会と幹事会の調整、幹事会からの要望の伝達、同窓会としての承継事項の承継と実行委員会をサポートする。
4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
5. 6年委員会との連携に関する事項。
6. 新規会員の増強に関する事項。
7. その他、総会及び懇親会に関する事項。

(6年委員会) ⇔ 呼称はこのままで良いか

第8条 6年委員会は、実行委員の回期よりも若手の会員の新規開拓を目標として、下記事項を推進する。

1. 事業年度運営計画、予算の策定・提案
2. 6年委員の増強に関する事項。
3. 6年委員会の招集と運営に関する事項。
4. 新規会員の増強に関する事項。(総会指導委員会と同じ項目は不要)
若手会員を開拓するためのイベント企画等に関する事項
5. 総会指導支援委員会との連携に関する事項。

(縣陵レディース委員会)

第9条 縿陵レディースは、下記事項を推進する。

1. 女性会員の同窓会活動への参加促進に関する事項。
2. 年次総会、懇親会に関する女性会員の係わり方に関する事項。
3. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
4. 事業年度開始時に女性会員の入会促進及び活動に関する事項の事業計画、予算案を立案し幹事会へ提案すること。
5. その他、女性会員に関する事項。

(広報委員会)

第10条 広報委員会は、下記事項を推進する。

1. 会報「あがた」発行に関する事項。
2. 会報の広告に関する事項。
3. 事業年度開始時に、広報に関する事業計画及び広報に関する年度予算の立案。
4. 実行委員会編集部との調整に関する事項。
5. ホームページの維持管理及び活用促進に関する事項。
6. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
7. その他、広報・~~HP~~に関する事項。

(メディア戦略推進委員会(仮称))

第11条 ホームページ管理委員会は、下記事項を推進する。

1. ホームページの維持管理及び活用促進に関する事項。
2. 本会の活動に関し、取材、記事編集、掲載に関する事項。
3. その他、ホームページに関する事項。

(涉外委員会)

第11条 涉外委員会は、下記事項を推進する。 (条文番号は以下ズレる)

1. 涉外に関する事項。
2. ~~本部同窓会、支部同窓会、長野県東京同窓連、中信同窓連、他校同窓会との連携~~に関する事項。
3. 事業年度開始時に、涉外に関する事業計画及び涉外に関する年度予算の立案。
4. 事業年度末に年度活動と決算書を総務委員会に提出し、幹事会で報告すること。
5. その他、涉外に関する事項。

(実行委員会)

第12条 実行委員会は、定期総会の総会・懇親会に携わる企画・運営に携わる。

1. 実行委員は母校愛のリレー当番学年会員が担当する。
2. 実行委員長は、企画・運営に関する企画書および予算案を幹事会に提案し承認を得る。
3. 実行委員長は、総会の懇親会執行に当たり、総会指導委員会と連携し、その指

導援助を受ける。

4. 実行委員長は定期総会終了後、企画・運営に関して決算報告書の監査を受け、総括報告を幹事会に提出する。

(会計委員会)

第13条 会計委員~~会長は代表幹事の中より選出し~~、下記事項を行う。

1. 幹事長及び各委員長からの請求による金銭の出納、記録を担当する。
2. 総務・財務委員長と協力して、年度予算案を立案し、幹事会に提案する。
3. 総務・財務委員長と協力して、決算書を作成し幹事会の承認を得て、監事に提示、監査を受ける。
4. 現金、出納帳、証拠書類等の閲覧が何時でも出来るよう保管と管理をする。
5. 特別会計、総会会計各資料すべての保管、管理をする。
6. 委員は、会計委員長の指示にもとづき、諸会合の会費徴収等の会計の事務を分担する。
6. その他、会計に関する事項。

(監事)

第14条

1. 監事は、幹事会において幹事の中より選出する。
2. 監事は、会務執行を行う幹事長及び代表幹事を兼務してはならない。
3. 監事は、会計を監査し、その結果を会長に報告するとともに総会に対し監査報告を行うものとする。また監事は必要に応じて代表幹事会に出席して会計に関する意見を述べることができる。
4. 監事は、総会の決算を総会終了後 **2ヶ月以内**に実行委員会より提出を受け監査する。
5. 本会計の監査は、会長より提出を受け、毎年4月中に実施する。
6. 監査の立会いは、総会については、幹事長、総会指導委員長、会計とし、本会計は会長、幹事長、事務局長、総務委員長、財政委員長、会計とする。

(事務局長)

第15条 事務局長は、~~代表幹事の中より選出し~~、下記事項を推進する。

1. 会運営に関する事務全般に関すること。
2. 名簿管理に関すること。
3. 対外的受付窓口に関すること。
4. 会員、幹事、代表幹事等への連絡、通知に関すること。
5. 同窓会長印鑑、金融機関届出印鑑、同窓会旗の管理に関すること。

(預貯金口座)

第16条 前第6条第2項に定める金融機関の口座については下記の通りとする。

- 1.金融機関の口座の代表者は、財政委員長または財政副委員長のうち会長が指定する者とする。
- 2.金融機関の口座における本会の所在地を、前項により指定された代表者の住所とする。
- 3.前第1項により指定された代表者は、その口座の管理を行う。

(細則の改廃)

第17条 本運営細則は、代表幹事の発議により、幹事会の承認を持って改廃することができる。

(附 則)

1. 本運営細則の発行は、平成9年6月13日とする。
2. 一部改正 平成12年6月10日
3. 一部改正 平成20年3月25日
4. 一部改正 平成25年6月8日
5. 一部改正 平成26年5月29日
6. 一部改正 平成27年6月13日
7. 一部改正 令和6年6月8日

本運営細則を原本とする。

~~平成26年6月14日~~
~~令和6年6月8日~~

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会

会長 ~~平沢和久~~ 久保田 昇子